

道路附属物（照明施設）点検業務委託（その３）

特記仕様書

第１章 総 則

第１条 適 用

- （１）本特記仕様書は、相模原市土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「道路附属物（照明施設）点検業務委託（その３）」（以下「本業務」という。）に適用する。
- （２）本特記仕様書に明示なき一般事項は共通仕様書によるものとする。

第２条 履行場所

本業務の履行場所は、相模原市緑区一円地内とする。

第３条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日より令和９年３月１６日までとする。

第４条 目 的

本業務は、本市が管理する道路附属物を対象として点検を実施することで、道路附属物の状態を把握、診断し、当該道路附属物に必要な措置を特定するための情報を得ることを目的とする。

第５条 業務管理

受注者は、本業務の実施にあたり、契約図書に基づき監督員の指示及び承認を得て実施し、明記なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに協議の上解決を図り、その指示に従うものとする。

第６条 提出書類

受注者は、契約書に定めるものを含め、着手時は、管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届及び工程表とし、完了時は、業務完了届、納品書及び成果品を提出しなければならない。

第7条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第7条第3項に定める技術士、RCCM及び土木学会認定土木技術士の内、次の各号のいずれかの要件を満たすとともに、過去に道路附属物（照明施設・標識等）の点検業務実績を有する者とする。

- （1）技術士の業務に該当する部門は、「総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート若しくは道路）」又は「建設部門（鋼構造及びコンクリート若しくは道路）」とする。
- （2）RCCMの該当する業務の指定は、「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。
- （3）土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者及び1級土木技術者）の資格分野は、「メンテナンス分野」又は「鋼・コンクリート分野」とする。

第8条 照査技術者

照査技術者の資格要件は、前条（1）、（2）及び（3）のいずれかを満たすものとし、管理技術者を兼ねることはできない。

第9条 適用基準等

本業務の実施には、本仕様書によるほか以下に示す点検要領に準拠して行うものとする。

- ・「附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課）」（以下「点検要領」という。）

第2章 業務内容

第10条 業務概要

本業務は、道路附属物の所定の部位に対し点検用資機材を併用して点検を行い、市が指定する点検表を作成するものとする。なお、中間点検は外観目視、詳細点検は近接目視及び打音検査等による点検を行う。

第11条 点検対象施設

点検対象施設は、別紙「点検施設一覧表」に示すとおりとする。

第 12 条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料を収集し、業務の目的・仕様などを十分に把握した上で、合理的かつ正確に作業を実施するための作業方法、使用する資機材、人員配置、業務工程計画を立案した業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

業務計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

第 13 条 現地踏査

点検に先立って、現地踏査を行い、点検対象施設本体及び周辺状況を把握し、点検方法や資機材の計画立案に必要な情報を把握するものとする。その際に交通状況や点検に伴う交通規制の方法についても調査し記録する。

点検対象ごとに施設台帳と現地を照合のうえ、施設の位置や数量等に差異がある場合は監督員と協議するものとする。

また、調査のためやむを得ず他人の土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て、住民と紛争が生じないよう十分注意しなければならない。

なお、現地踏査終了後、踏査結果を整理し、点検数量及び点検方法等を監督員に報告することとする。

第 14 条 点検計画

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、点検計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

点検計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 点検対象位置図
- (3) 業務実施方針[点検方法]
- (4) 実施体制
- (5) 実施工程表
- (6) 仮設備計画
- (7) 使用建設機械
- (8) 安全管理計画（交通規制を含む）
- (9) 環境対策
- (10) 連絡体制（緊急時含む）

なお、(3) 業務実施方針[点検方法]については、照明施設の種別毎や現場状況の違いなどを踏まえ詳細に明記するものとする。

第15条 関係機関との協議資料作成

点検において必要な関係機関（交通管理者、他の道路管理者等）との協議用資料、説明資料の作成及び必要な資料の収集を行う。

第16条 現地点検

別紙「点検施設一覧表」の点検方法に「詳細」と示した施設については詳細点検、「中間」と示した施設については中間点検を行う。

なお、現地点検については、国土交通省が運用する新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術の活用を検討するものとする。

(1) 現地点検（詳細点検）

詳細点検は、点検要領に準拠して近接目視点検を行い、前回点検からの変化等を確認した上で、点検箇所を適宜、触診、打音による点検を併用して行うものとする。なお、高所の部位については高所作業車等を使用し、可能な限り近接するものとする。

また、交通規制による交通負荷の軽減を図るため、路面付近の点検と高所作業車を用いる点検は、別班で行う等の配慮を行うものとする。

路面境界の部位の点検においては、点検要領に示すとおり設置時期や周囲の状況、支柱、本体の状況に応じて、掘削の可否を決定し近接目視による点検を行うものとする。路面境界部のコンクリートの取り壊しや掘削が

必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

なお、ボルト・ナットに合いマークが設置されていない場合、今後の点検のため、合いマークの設置を行うものとし、施設番号を示すステッカーが剥がれる等で、認識できなくなっている場合は監督員より新たなステッカーを受領し貼り付けるものとする。

(2) 現地点検（中間点検）

中間点検は、点検要領に準拠して外観目視点検を基本とした点検を行い、前回点検からの変化等を確認するものとする。なお、高所の部位については伸縮支柱付きカメラなどを使用し、全部位の確認を行うものとする。

また、点検において重大な変状が想定される場合は、必要に応じて詳細調査を実施し、対策を検討するものとする。

第 17 条 応急措置等

点検時に異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うものとする。緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに監督員に報告するとともに、補修・補強方法に関する提案等を行うものとする。

第 18 条 詳細調査

(1) 路面境界部撤去・復旧工

路面境界部付近の腐食確認のため、掘削を伴う点検を行った場合には、点検後速やかに現状復旧を行うものとする。なお、路面境界部がアスファルト又はコンクリートの場合はポリマーセメントモルタルで復旧するものとし、基礎の天端には滞水しない様勾配をつけること。また、タイル等で復旧が困難な場合には、監督員と協議するものとする。

(2) 板厚調査

腐食等の異常が見られるものや、外観上明らかではないものの腐食により板厚減少が生じている疑いのある箇所を対象に非破壊の検査による板厚調査を行うものとする。

(3) 亀裂調査

金属疲労が生じる条件にある箇所において、塗膜表面に異常（例えば、塗膜の割れ、めっきの割れ、錆汁の発生）などが発見され、亀裂かどうか目視のみでは判別できない場合は、非破壊の検査による亀裂調査を行うものとする。

第 19 条 点検表作成・報告書作成

点検を実施した全ての道路附属物について、点検要領の様式に基づき個別の点検表を作成する。

全ての附属物について、損傷度判定（区分 a, c, e）を行うものとし、目視点検結果や非破壊検査結果等を考慮したうえで、対策工や更新時期について検討し、その結果や経緯等を整理する。併せて、以下のとおり施設の健全性診断区分及び対策区分を記録するものとする。

＜健全性診断区分及び対策区分＞

健全性 診断区分	対策区分		状況
I	A	変状なし	損傷がないか、あっても軽微で補修を行う必要がないもの。
	B	継続監視	損傷があっても軽微で、現状では通行者・通行車両に対して危険はないが、監視を必要とするもの。
II	M	維持対応	維持工事に対応する必要がある。 （清掃、ボルト締めなど簡易な損傷の程度）
	C 1	予防保全	損傷があり、将来、通行者・通行車両に対して危険を与えるため、重点的に監視をし、計画的に対策を必要とするもの。
III	C 2	早期措置段階	損傷があり、それが進行して早晚、通行者・通行車両に対して危険があるため、早急に対策を必要とするもの。
IV	E 1	緊急対応	損傷が大きく、構造の安全性確保に懸念がある。
	E 2	緊急対応	損傷が大きく、通行者・通行車両に対して危険を及ぼす可能性がある。
	S 1	詳細調査	詳細調査の必要がある。
	S 2	追跡調査	追跡調査の必要がある。

報告書については、本業務において作成した資料の整理、取りまとめを行う。

取りまとめを行う資料は、点検表（写真台帳を含む）、監督員との協議資料（業務計画書、実施計画書、打合せ書等）、関係機関の協議に使用した資料等、本業務を行う上で作成した全ての資料とする。

第 20 条 打合せ協議

打合せ回数は業務着手時、中間 2 回、成果品納入時の計 4 回とし、すべての打合せに管理技術者が出席しなければならない。本業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後すみやかに監督員に提出するものとする。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了後の点検計画打合せ時及び現地点検終了後の対策区分の判定協議時において、中間打合せを2回行うことを標準とする。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第3章 その他

第21条 沿道対応

現地踏査及び点検・調査実施中、沿道の住民及び道路利用者から苦情等があった場合には、受注者の責において丁寧に対応するものとし、その結果を速やかに監督員に報告するものとする。

第22条 貸与資料

施設台帳や過年度の点検結果等、本業務に必要な関係資料については、発注者が受注者に貸与するものとする。

第23条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務の「主たる部分」として共通仕様書第28条第1項の他に次の内容を加えるものとする。

(1) 本業務の計画準備

(2) 報告書作成

(3) 本特記仕様書の次の条項に係わるもの

ア 「第13条 現地踏査」に係わるもの

イ 「第16条 現地点検」に係わるもの

上記のうち、現地作業における補助作業（路面掘削作業を含む）は主たる業務に含まないこととする。

2 業務の一部（主たる部分を除く）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要

性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- 3 前項の規定は、共通仕様書第28条第2項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

第24条 疑義

受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。

第25条 関係機関との協議

受注者は、路上で点検を行う際に必要な道路使用許可申請の手続きを行うものとする。

第26条 中間成果の提出

本業務履行中、監督員から中間成果を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

第27条 成果品

受注者は、調査結果を施設ごとに整理したうえで、報告書（概要版及び第19条による）を作成し、印刷製本及び共通仕様書第17条第4項に基づく電子データとして納品するとともに、相模原市道路情報管理システム（SRIMS）安全施設データ作成特記仕様書に示す安全施設データも併せて納品するものとする。

各納品物の部数は以下に示すとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| （1）印刷製本 | 3部 |
| （2）電子データ（CD-R または DVD-R） | 3部 |
| （3）安全施設データ（CD-R または DVD-R） | 1部 |

第28条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。